県内農業者の声

~収入保険に入って安心して農業経営ができます~

久留米市北野町 光安 崇栄 さん(34)

水稲 11ha、麦 11.8ha、ハウスで水菜など 1ha



農業は自然相手で、思い通りにできない事も あるので難しいです。

4年連続の豪雨災害では、かん水施設が水 没し被害が発生しました。

特定園芸施設と併せて、附帯施設にも加入していたおかげで、少ない自己負担でかん水施設の修理をすることができました。

また、施設内作物の被害に備えて収入保険にも加入し、8割以上の収入が確保できました。

今後も、自然がもたらす脅威に備えながら、 消費者に喜んでもらえる野菜作りに励みます。

現在白色申告のみなさん、青色申告 を始めましょう

加入申請時に青色申告の 収入保険に加入できます 実績が1年分あれば

◎令和4年3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出いただければ、令和6年から収入保険に加入できます。

収入保険の補償内容や見積依頼などの詳細は、 下記の福岡県農業共済組合各支所にお問い合せください。

● 筑 前 福 岡 支 所 〒812-0063 福岡市東区原田4丁目20-12

TEL(092) 624-2211 FAX(092) 624-2210

●筑後川流域支所 〒838-0065 朝倉市一木906-10 TEL(0946)22-3645 FAX(0946)24-1231

● 筑 後 支 所 〒833-0035 筑後市大字古島451-1

TEL(0942)53-0361 FAX(0942)53-0365

●筑 豊 支 所 〒820-0111 飯塚市有安958-38

TEL(0948)83-1007 FAX(0948)83-1135

京築北九州支所 〒824-0031 行橋市西宮市5丁目1-5

TEL(0930)22-0867 FAX(0930)22-0881

農業を経営する皆様へ

全ての農産物を対象に収入減少を補てんする

収入保險

加入者を募集します!!

自然災害やコロナ禍などに強い農業経営を推進するため「福岡県」が収入保険の保険料の1/2を助成!!

令和3年9月1日から1年間限定!

例えば、基準収入が以下の場合、保険料及び助成額は下記のとおりとなります。 (保険料「掛捨て分」のみの助成であり、積立金は対象外です。)

基 準 収 入	農家負担保険料(掛捨て分)	福岡県助成額
500万円の場合	44,280円 の内	22,100円 を助成
1,000万円の場合	88,560円 の内	44,200円 を助成
2,000万円の場合	177,120円 の内	88,500円 を助成
5,000万円の場合	442,800円 の内	221,400円 を助成
1億円の場合	885,600円 の内	442,800円 を助成

[※] 助成額は、100円未満を切り捨てて算出します。

対象者

◎ 福岡県内の青色申告を行っている農業者(個人・法人)で、 令和3年9月1日から令和4年9月1日までに収入保険の保険期間が開始する経営体と なります。 なお、令和4年4月1日以降については、令和4年度予算の成立を前提としています。

収入保険加入申請と保険料助成

◎ 個人の場合 ・・・・・ 令和3年12月末までに収入保険の加入手続きを完了

加入申請(令和3年12月末まで)

保険期間(令和4年1月~12月)

◎ 法人の場合 ・・・・・ 決算日の1ヵ月前までに収入保険の加入手続きを完了

加入申請(決算日の1ヵ月前まで)

保険期間(決算日の翌日から1年間)





[※] 保険料等支払は、最大で9回まで分割支払いができます。

自然災害だけでなく、さまざまな原因による収入減少をサポート

















※自己都合による収穫の中止は補償の対象から除きます。

加入できる方

青色申告(簡易な方式を含む)を行い、経営管理を適切に行っている農業者を 対象にしています(個人・法人問わず)。

※令和4年1月よりご加入いただける農業者は、令和2年収入分の青色申告を行っている方です。

収入保険の対象とする品目

農業者が自ら生産している米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいた け等、ほとんどの農産物の販売収入を対象にします。

※簡易な加工品(精米、モチ、荒茶、梅干し等)や畑作物の直接支払交付金(麦、大豆等の数量払) も収入に含めます。

※農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度と、重複して加入することはできません。 ただし、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、1年間のみ同時利用することができ

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵はマルキン等が措置されていますので対象外です。

基準収入金額

保険の基礎となる「基準収入金額」は、過去5年間の販売収入の平均(5中5) を基本として、保険期間の営農計画を考慮して設定します。

ただし、過去に自然災害やコロナ禍により収入減少があった場合は、一定の要件を満 たせば平年の収入並みに補正する特例があります。

※特例の適用については、個別に農業共済組合にご相談ください。

保険期間

個人:1月~12月、法人:事業年度の1年間(税の収入算定期間と同じ)

※補てん金の支払いについては、保険期間の青色申告書の収入金額の合算額により査定します。

補償の方法について

掛捨ての「保険方式」と、掛捨てとならない「積立方式」の組み合わせで補て んします。なお、「積立方式」への加入は選択制です。

- 補てんは、補償水準を下回った時に、補てんされます
- ●補てん額は、下回った額に支払率を乗じた金額です。



保険料、積立金等について

(例) 基準収入が 1,000万円の農家が、以下の内容で加入する場合の試算



保険方式の保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。 (上記の例は、国庫補助後の試算額です。)

※負担いただく額は、最大9回まで分割での支払いができます。 ※積立金は、補てんの対象とならなければ、翌年に持ち越されます。 ※保険料率は、3年ごとに保険金の支払状況を踏まえて改定されます。

つなぎ融資について

収入保険の補てん金の支払いは、保険期間終了後になり ますが、保険期間中であっても、自然災害等や価格低下 により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子 の「つなぎ融資」を受けることができます。

詳しくは、最寄りの 支所にお問い合わせ ください。

令和2年の収入保険の実績について

- 令和2年の補てん金支払総額は約10億3,900万円
- 加入者約1,100経営体の37%の409経営体が補てん金を 受領されました。(1経営体あたり 平均248万円)
- ・また、54経営体が補てん金を受け取るまでの間、無利子の 「つなぎ融資」を利用されました。

